

事 務 連 絡
平成 30 年 7 月 11 日

各都道府県災害弔慰金等担当主管課 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）

平成 30 年 7 月豪雨に係る災害弔慰金等の支給について

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金（以下「災害弔慰金等」という。）は、「災害弔慰金の支給が行われる災害の範囲等」（平成 25 年内閣府告示第 230 号）二のハに基づき、同一災害によって 2 以上の都道府県で災害救助法が適用された場合、国内の全ての市町村において当該災害による被災者や遺族等に対して支給されることになっています。

このため、平成 30 年 7 月豪雨につきましては、2 以上の府県において災害救助法が適用されたところであり、当該規定が適用されることとなります。

つきましては、都道府県におかれましてはこの取扱いについて御了知いただくとともに、管内市町村への周知方よろしくお願い申し上げます。

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者行政担当）付
浅井

電 話：03 - 3593 - 2849

(参 考)

災 害 弔 慰 金 の 支 給 等 に 関 す る 法 律 施 行 令 (抄)

(昭 和 48 年 12 月 26 日 政 令 第 374 号)

第 一 条 災 害 弔 慰 金 の 支 給 等 に 関 す る 法 律 (以 下 「 法 」 と い う 。) 第 三 条 第 一 項 に 規 定 す る 政 令 で 定 め る 災 害 は 、 一 の 市 町 村 (特 別 区 を 含 む 。 以 下 同 じ 。) の 区 域 内 に お い て 生 じ た 住 居 の 被 害 が 内 閣 総 理 大 臣 が 定 め る 程 度 以 上 の 災 害 そ の 他 こ れ に 準 ず る 程 度 の 災 害 と し て 内 閣 総 理 大 臣 が 定 め る も の と す る 。

2 (略)

災 害 弔 慰 金 の 支 給 が 行 わ れ る 災 害 の 範 囲 等 (抄)

(平 成 25 年 10 月 1 日 内 閣 府 告 示 第 230 号)

二 令 第 一 条 第 一 項 の 規 定 に よ り 第 一 号 に 定 め る 程 度 以 上 の 災 害 に 準 ず る 程 度 の 災 害 と し て 内 閣 総 理 大 臣 が 定 め る も の は 、 次 の 各 号 の い ず れ か に 該 当 す る も の と す る 。

イ ~ ロ (略)

ハ 救 助 が 行 わ れ た 市 町 村 を そ の 区 域 に 含 む 都 道 府 県 が 二 以 上 あ る も の (第 一 号 並 び に イ 及 び ロ に 定 め る 程 度 以 上 の 災 害 を 除 く 。) 。